

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 文化財の保存・活用の推進体制

本計画に基づき、文化財の保存・活用を下記の体制で進めていきます。

[文化財の保存・活用の推進体制]



(1) 行政

①松山市

松山市内の文化財は、松山市教育委員会事務局文化財課を中心として、保護が図られています。また、庁内関係部局が所管する関連計画においても、本市の歴史文化や文化財に関する記載がされ、歴史文化の特徴を表す文化財を活かしたまちづくりが行われていることから、庁内の関係課との連携を図りながら、本計画を基に文化財の保存・活用を進めていきます。

<文化財保護部局>

○文化財課

文化財の保護・公開、文化財関連施設(埋蔵文化財センター・一草庵・中島歴史民俗資料館 懐古館・葉佐池古墳公園・庚申庵史跡庭園)の運営、埋蔵文化財の保護・公開、史跡の整備・公開等

職員14名(うち専門職員5名)

○子規記念博物館

子規記念博物館の運営、展示会・イベント等の実施等

職員9名(うち専門職員2名)

<関係部局>

○まちづくり推進課

『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり、島しょ部の振興、地域におけるまちづくり等

○坂の上の雲ミュージアム

小説『坂の上の雲』に描かれた主人公3人の足跡や明治という時代に関する展示、『坂の上の雲』フィールドミュージアムを紹介する情報発信、まちづくり支援等

○市街地整備課

都市公園整備維持管理事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住居表示事業、屋外広告物許可等事業、景観形成推進事業、中心市街地活性化事業、都市デザイン事業、美しい街並みと賑わい創出事業等

○文化・ことば課

「ことば」を活かしたまちづくり、俳句ポスト、文化振興等

○観光・国際交流課

観光情報の提供、観光誘致宣伝、国際交流、松山城・松山城二之丸史跡庭園・放生園・鹿島などの管理、観光イベントの実施等

○道後温泉事務所

道後温泉本館・椿の湯・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉の運営及び源泉の管理等

②文化庁・愛媛県

文化庁や国立文化財機構文化財防災センター、愛媛県のほか、愛媛県所管の美術館や博物館とも連携を図っていきます。

- 愛媛県教育委員会 文化財保護課
- 愛媛県 まなび推進課
- 愛媛県 都市整備課
- 愛媛県美術館
- 愛媛県歴史文化博物館

③周辺の自治体

松山市の歴史文化は、市域をまたがって広がっており、特に、四国遍路については「四国遍路～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」として日本遺産に認定されており、構成文化財を有する4県58市町村の自治体と6団体と共に、日本遺産協議会を立ち上げて、その保存・活用を行っています。また、四国遍路の世界遺産登録を目指す協議会の構成員として、他市町と連携した取組を行っています。

そのほか、全国史跡整備市町村協議会四国地区協議会及び全国史跡整備市町村協議会愛媛県協議会の一員として、文化財の保護に関する調査研究、その具体的方策の推進による文化財の保存・活用を目的に、文化財の保存整備と公開活用のための文化財に関する情報交換、研修派遣補助事業、国への予算要望の取りまとめや陳情等の活動を実施しています。

関連する自治体間との情報共有や連携により、松山市の文化財の保存・活用の推進を図ります。

- 全国史跡整備市町村協議会四国地区議会
- 全国史跡整備市町村協議会愛媛県協議会

- 四国遍路世界遺産登録推進協議会
- 四国遍路日本遺産協議会

(2) 市民・事業者等

第4章で示したように、松山市内では各地区で文化財の保存・活用に関する様々な市民活動がなされており、松山市の文化財の保存・活用をさらに推進するためには、これらの団体が持続的に活動を続けることが必要不可欠です。そこで、団体の体制基盤の強化のための支援、また、活動に関して行政に気軽に相談できる場の提供を行うなど、各団体や活動者の活動の支援、連携を行います。

(3) 団体（大学・関係機関など）

松山市内には、松山市内の歴史文化や文化財の調査・研究、また教育に活用している様々な機関が存在することから、これらの機関との連携・情報交換を密に行うことで、専門性を活かした文化財の保存・活用を行います。

特に、市内に多くの大学が立地するという特色を活かして、多様化・高度化する地域の課題に迅速かつ適切に対応することにより、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とし、4つの大学と連携協定を締結しています。協定の項目である「教育の振興」、「地域文化の振興・発展」、「生涯学習の推進」等は文化財の保存・活用とも関わりが深いことから、協定を基に連携を強めます。

- 愛媛大学
- 松山大学・松山短期大学
- 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部
- 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学
- 公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター
- 愛媛大学ミュージアム
- 愛媛大学 四国遍路・世界の巡礼研究センター
- 愛媛資料ネット
- 伊予史談会

(4) 文化財所有者

市内に所在する文化財（指定・未指定を問わない）の所有者・管理者と文化財の保存・活用について、日頃から情報交換を行い、必要に応じて支援を行います。また、文化財の適切な保存・活用に関する不明点、建物の建て替えや代替わりなどで適切な保存が困難になった文化財の保存方法についてなど、行政に気軽に相談できる体制を整えます。

(5) 第三者機関

①松山市文化財保護審議会

本計画で位置づけた文化財の保存・活用に関わる措置の実施にあたっては、松山市文化財保護審議会委員の助言を受けて行います。

②松山市文化財保存活用地域計画協議会

本計画で示した措置について、毎年度末に協議会へ報告を行います。

また、序章「4. 本計画の進捗管理と自己評価の方法」で示したように、計画期間の中間年（5年間）で見直しを行い、協議会での助言をふまえて必要に応じた事業計画の改訂を行います。

2 防災・防犯の推進体制

文化財の防災対策について、国宝等の文化財においては、文化庁策定の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」をふまえ、災害対策を実施するほか、そのほかの文化財についても、「愛媛県文化財保存活用大綱」、「えひめ文化財防災マニュアル」、「松山市地域防災計画」に基づき、災害対策を行います。また、計画期間を通して、指定等文化財の防災設備の強化を図るほか、非常時のマニュアル作成、防災訓練、連絡体制の強化に努めます。

また、文化財は、近年、自然災害による被害だけでなく、全国各地で文化財収蔵施設への侵入や落書き、破壊行為、盗難等による被害が相次いでおり、松山市でも、対策を強化していく必要があることから、計画期間を通して、文化財防犯に関して、文化財所有者や管理者の意識啓発を行うための取組、連絡体制の強化を行います。

万が一、地震災害、風水害、雪害、火災、盗難等により文化財が被災した場合は、所有者、管理責任者又は管理団体は、被害の調査を実施するとともに消防・警察機関に通報します。松山市は文化財の被害情報の迅速な把握に努め、文化庁及び愛媛県教育委員会、また、県を通じて文化財防災センター等の関係機関へ被災状況を報告し、指導・助言を受けるとともに、文化財所有者・管理者に必要な指示を伝達します。

- 文化庁
- 愛媛県教育委員会 文化財保護課
- 文化財防災センター
- 消防・警察
- えひめ文化財等防災ネットワーク